

## 医療法人やわらぎ指定居宅介護支援事業所アザレア運営規定

### (事業の目的)

第1条 医療法人やわらぎが開設する指定居宅介護支援事業所(以下「事業者」という。)が行なう指定居宅介護支援等の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員及びその他の従事者(以下「介護支援専門員等」という。)が、要介護状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活が営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう支援を行なう。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者及び介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 医療法人やわらぎ指定居宅支援事業所「アザレア」
- (2) 所在地 空知郡南幌町栄町1丁目1番20号  
(医療法人やわらぎライフケアセンターなんぼろ内)

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、職員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名  
(常勤、介護支援専門員と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用者の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行なうとともに、法人方針に基づき従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行なう。

- (2) 介護支援専門員 4名  
(常勤・専従3名、常勤・管理者と兼務1名)

介護支援専門員は、居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月30日から翌年1月3日までの日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする。(但し、緊急であり、必要と認められた場合はこの限りではない。)

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次の通りとする。

- (1) 相談体制  
事業所内に相談室を整備し、利用者からの相談に適切に対応する。
- (2) 課題分析表の種類  
利用者に対する介護サービス計画原案作成のために使用する課題分析方式としては、「MDS-HC2.0」等標準項目に添った様式とする。
- (3) 介護サービス計画の作成
- (4) サービス担当者会議  
介護サービス計画原案に対し、専門的見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を召集して行なうサービス担当者会議を開催する。
- (5) 居宅訪問  
居宅サービス計画作成に当たり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行なう。また、当該計画作成後においても、居宅サービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更など、利用者等が求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援を行なう。
- (6) その他、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行なうために必要と認められるサービスの提供を行なう。
- (7) 利用料とその他の費用
  - 1) 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用者の自己負担は徴収しない。
  - 2) 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
  - 3) 次条の通常の事業の実施地域を越えて行なう指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

事業所から往復おおむね10～20キロメートルの範囲	200円
事業所から往復おおむね20～40キロメートルの範囲	400円
(※以降20キロメートル増すごとに200円加算)	
  - 4) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の実業の実施地域)

第7条 通常の実業の実施地域は南幌町とする。

(その他運営についての留意事項)

第8条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、その利用目的を公表する。また、事業者は従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約とする。
- 4 事業者は、個人情報に関わる規定を公表する。
- 5 この規定の定める事項の外、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成12年04月01日から施行する。

この規定は、平成19年12月10日に改定する。

この規定は、平成20年02月01日に改定する。

この規定は、平成20年08月01日に改定する。

この規定は、平成21年04月01日に改定する。

この規定は、平成21年09月01日に改定する。

この規定は、平成21年12月01日に改定する。

この規定は、平成23年02月21日に改定する。

この規定は、平成23年05月01日に改定する。

この規定は、平成24年05月01日に改定する。

この規定は、平成26年11月01日に改定する。

この規定は、平成26年12月01日に改定する。

この規定は、平成27年01月01日に改定する。

この規定は、平成27年04月01日に改定する。

この規定は、平成28年04月01日に改定する。

この規定は、平成28年04月21日に改定する。

この規定は、平成28年07月01日に改定する。

この規定は、平成28年08月22日に改定する。

この規定は、平成28年11月01日に改定する。

この規定は、平成29年04月01日に改定する。

この規定は、平成29年06月01日に改定する。

この規定は、平成29年07月01日に改定する。

この規定は、平成29年08月01日に改定する。

この規定は、平成30年06月01日に改定する。

この規定は、平成30年11月14日に改定する。

この規定は、平成30年12月1日に改定する。

この規定は、令和3年3月1日に改定する。

この規定は、令和4年5月9日に改定する。

この規定は、令和4年6月16日に改定する。

この規定は、令和4年9月1日に改定する。

この規定は、令和5年1月1日に改定する。

この規定は、令和5年5月1日に改定する。

この規定は、令和6年1月1日に改定する。

この規定は、令和6年3月25日に改定する。

この規定は、令和6年7月15日に改定する。

## 「関係市町村並びに保健医療福祉サービスの提供主体と連携の内容」

### 1、 関係市町村との連携内容

#### (1) サービス提供前の受給資格の確認等

指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、利用申し込み者の提示する被保険者証によって、保険者資格、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の有無及び要介護認定等の有効期間を確認する。

要介護認定等を受けていない利用申し込み者については、申請をすでに行なっているか否かを確認し、申請が行なわれていない場合は、当該利用申し込み者の意志を踏まえて、速やかに当該申請が行なわれるよう、必要な援助を行なうものとする。

#### (2) 居宅サービスの計画作成等

毎月市町村に対し居宅介護サービス費（居宅支援サービス費）の法定代理受領分に関する情報を記載した文書を関係市町村に提出する。

#### (3) 利用者に関する通知

指定居宅介護支援を受けている利用者がいずれかに該当する場合は、速やかに関係市町村に通知する。

ア 正当な理由なしに介護保険法24条第2項に規定する介護給付対象サービスの利用に関する指示に従わない等により、要介護状態等の程度を増進させたと認めるとき。

イ 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

#### (4) 事故発生時の対応等

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、関係利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

### 2、 他の保健医療福祉サービス提供主体との連携内容

#### (1) サービス提供困難時の対応

当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申し込み者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援の紹介その他の必要な措置を行なう。

#### (2) 指定居宅サービス事業者との連携

ア サービス計画作成後においても、利用者の状況に応じた居宅サービス計画の変更や事業所の連絡調整を行なう。利用者の主治医の指示がある場合は主治医の意見に従いサービスの提供を行なう。

イ 適時サービス担当者会議を行なう。

#### (3) 介護保険施設との連携

居宅サービスでの提供が困難になったときの施設の紹介や、施設から退所する利用者の居宅への移行の援助等を行なう。

#### (4) 事故発生時の対応等

事故が発生したとき、または指定居宅サービス事業者から事故報告を受けた場合、会議等により状況の把握に努める。

### 3、 その他の参考事項

#### (1) 苦情処理

関係市町村や指定居宅サービス事業者、利用者から苦情を受けた場合、速やかにマニュアルにしたがって処理する。

#### (2) 医療サービス提供主体との連携

要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するために、医療サービス提供主体との連携に努める。

(虐待の防止に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画 BCP の策定に関する事項)

第10条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (2) 事業所は定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。